

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約に関する協議書の変更協議書

観音寺市、大野原町、豊浜町（以下「1市2町」という。）は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項、第7条第2項、第8条第1項第3号、第14条第2項及び第15条に規定する1市2町の長が協議して定める事項について、平成16年4月1日に取り交わした規約に関する協議書に定める内容について、下記事項を変更する協議をしたので変更協議書を取り交わす。

記

協議して変更する事項

4 規約第8条第1項第3号（委員）

協議して変更した事項

4 委員

規約第8条第1項第3号に規定する学識経験を有する委員は、次に掲げるとおりとする。

観 音 寺 市	
分 野	氏 名
自 治 会	久 保 等

附 則

この変更協議書は、平成16年4月23日から発効する。

この変更協議の成立を証するため、本書3通を作成し、1市2町の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年4月23日

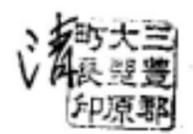
香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市
観音寺市長

白川晴彦 

香川県三豊郡大野原町大字大野原1260番地1

大野原町
大野原町長

平野清 

香川県三豊郡豊浜町大字和田浜1531番地1

豊浜町
豊浜町長

佐伯文 